

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 669-3604

(ふりがな) たんばしひかみちょういぬおか

住所 兵庫県丹波市氷上町犬岡162

(ふりがな) まえかわけいこ

氏名 ネットワーク株式会社

代表取締役 前川 恵子

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

意見書

前回の意見募集において提出された地域のDSL事業者9社からの連名意見に賛成します。

地域のDSL事業者は、利用者へのブロードバンドの普及に貢献した立役者であると考えます。そうした事業者による利用者へのきめ細やかなサービスがあって普及がなされたものと思います。

今般のNTT加入光ファイバ接続料の議論においても、大手事業者のみならず、中小まで含んだ各事業者での公正な競争があつてこそ、光回線の利用が進むことを念頭に置くべきです。しかし、現在の8回線毎の貸し出しのままでは、小規模事業者のようなユーザ数が少ない事業者においては、ユーザ単価が高くなることで、実質的に光サービスを提供することができません。

今後、光化に向かう中で、利用者には光に安心して移行してもらう必要があります。そのためには、効率的な設備の運用を含めた抜本的なコスト構造の見直しが必要です。具体的には、NTT東西殿を含むOSUの共用による分岐回線単位での接続料設定の実現が必須と考えます。これにより、DSLと同じビジネスモデルを光でも可能とすることで、引き続き、多様なDSL事業者によるサービス競争を可能とし、さらなるブロードバンド発展を地域においても実現できると考えます。

以上